

公益財団法人日本テニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jta-tennis.or.jp/information/tabid/756/Default.aspx>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	対応済（令和3年度自己説明）	
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	対応済（令和4年度自己説明）	
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	対応済（令和4年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程が制定され、同規程は令和5年2月1日に他のガバナンスコード関連規程とともに施行された。この規程に基づき本年6月14日に開催された評議員会にて新理事30名が選任され、うち10名（33.3%）が外部理事となり12名（40.0%）が女性理事となった。	役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて評議員選任に関する規程が制定され、同規程は令和5年2月1日に他のガバナンスコード関連規程とともに施行された。同規程では外部評議員及び女性評議員比率をそれぞれ20%以上とし、令和6年6月に任期を迎える評議員の改選は同規程に基づき行われることとなる。	評議員選任に関する規程
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	対応済（令和3年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程を制定し、役員候補者選考委員会は「20名以上30名以内の理事候補者を推薦することができる」とした。あわせて、令和4年度第2回評議員会（2023年1月18日開催）にて定款第36条第1項を改正し、理事の定数を「20名以上35名以内」から「20名以上30名以内」に変更し、理事会を適正な規模とした。同規程及び定款はそれぞれ令和5年2月1日に施行され、この改正に基づき本年6月14日に開催された評議員会にて新理事30名が選任された。	役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程 改正定款 令和5年度第1回評議員会議事録
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて制定された役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程は、令和5年2月1日に施行された。同規程第2条に理事選考基準を設け、理事及び監事の就任時の年齢を75歳未満とすることを規定した。この規程に基づき本年6月14日に開催された評議員会にて新理事30名、監事2名が選任された。	役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程 令和5年度第1回評議員会議事録
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて制定された役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程は、他のガバナンスコード関連規程とともに令和5年2月1日に施行された。同規程第2条に理事選考基準を設け、理事及び監事の在任年数の上限を10年とすることとした。この規程に基づき本年6月14日に開催された評議員会にて新理事30名、監事2名が選任された。	役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程 令和5年度第1回評議員会議事録
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて制定された役員候補者選考委員会設置規程は、他のガバナンスコード関連規程とともに令和5年2月1日に施行された。同規程第4条（選考委員）は、「選考委員は7名以上10名以内とし、評議員から若干名、有識者から若干名とする。」とした。令和5年3月14日に開催された理事会にて評議員3名、有識者5名からなる選考委員を選任し、選考委員会は2回の会議を経て令和5～6年度役員候補者（理事候補者30名、監事候補者2名）を評議員会に推薦した。	役員候補者選考委員会設置規程 令和5年度役員候補者選考委員会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	対応済（令和2年度自己説明）	
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	対応済（令和2年度自己説明）	
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	対応済（令和2年度自己説明）	
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	対応済（令和2年度自己説明）	
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	令和4年度第4回理事会（2022年12月21日開催）にて財政基盤の整備に関する規程が制定され、同規程は他のガバナンスコード関連規程とともに令和5年2月1日に施行された。	財政基盤の整備に関する規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	対応済（令和3年度自己説明）	
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	対応済（令和3年度自己説明）	
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	対応済（令和4年度自己説明）	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	対応済（令和2年度自己説明）	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和2年度、令和3年度、令和4年度自己説明） 直近の役員等向けコンプライアンス・ガバナンス講習会は、令和5年3月23日にオンラインにて下記内容で開催された。 ①「新型コロナウイルス感染症第5類への移行と日本テニス協会(仮称)」 ②令和4年度コンプライアンス関連事例報告 ③ガバナンスコード完全適合化とこれからの課題について	役員等向けコンプライアンス・ガバナンス講習会のご案内

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和2年度自己説明） 直近の選手向けコンプライアンス研修は、令和4年10月29日と令和5年3月26日に開催された令和4年度新規プロフェッショナル教育研修会であった。また、直近の指導者向けコンプライアンス研修は、令和5年3月11日開催のJTAカンファレンスにて「テニス指導におけるリスクマネジメント」と題した講演を公認指導者対象の令和4年度コンプライアンス研修に該当として、松本泰介教授を招いて行われた。	令和4年度新規プロフェッショナル教育研修会プログラム JTAカンファレンス2023開催要項
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	対応済（令和4年度自己説明） 公認審判員認定講習会の一コマとしてコンプライアンス研修が行われ、直近の公認審判員向けコンプライアンス研修は、令和5年1月8～9日と令和5年7月15～16日に開催されたB級認定講習会にて松野えるだコンプライアンス委員より行われた。	B級認定講習会プログラム
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	対応済（令和2年度自己説明）	
27	〔原則6〕 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等を 遵守すること	対応済（令和2年度自己説明）	
28	〔原則7〕 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	対応済（令和2年度自己説明）	
29	〔原則7〕 適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選 考に関する情報を開示すること	対応済（令和3年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示するこ と	対応済（令和3年度自己説明）	
31	〔原則8〕利益相 反を適切に管理す べきである	(1) 役職員、選手、指導者等 の関連当事者とNFとの間に生 じ得る利益相反を適切に管理 すること	対応済（令和3年度自己説明）	
32	〔原則8〕利益相 反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシーを作成 すること	対応済（令和3年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	対応済（令和4年度自己説明） 直近の通報相談窓口の活用についての情報共有は、令和5年3月23日に開催された令和4年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会で堤敏夫コンプライアンス委員長より「令和4年度コンプライアンス関連事例報告」と題して行われた。	令和4年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会のご案内
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	対応済（令和2年度自己説明）	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	対応済（令和3年度自己説明）	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	対応済（令和4年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	対応済（令和2年度自己説明）	
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	対応済（令和2年度自己説明）	
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	対応済（令和3年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	対応済（令和2年度自己説明）	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対応済（令和2年度自己説明）	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「中央競技団体向けガバナンスコード適合化に関する考え方」に基づき、審査項目42への対応として、「指導及び助言並びに調査」に関する条文（第8条）等を設けた加盟団体規程は、令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて制定され、同規程は他のガバナンスコード関連規程とともに令和5年2月1日に施行された。	加盟団体規程
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	「中央競技団体向けガバナンスコード適合化に関する考え方」に基づき、「権利」と「義務」を設け、審査項目43への対応として「ガバナンス対応において考慮すべき事項」に関する条文等を設けた加盟団体規程は、令和4年度第3回理事会（2022年9月28日開催）にて制定され、同規程は他のガバナンスコード関連規程とともに令和5年2月1日に施行された。なお、同規程第5条（ガバナンス対応において考慮すべき事項）第1項第7号に、「本会が主催する加盟団体向け情報提供や研修会に参加すること」としている。	加盟団体規程